

20世紀初頭シンガポール華僑社会の 質屋による小口金融の考察

——台湾銀行調査報告書『新嘉坡ニ於ケル當舖』（1919年）を読み解く——

ひさ すえ りょう いち
久末 亮 一

《要約》

本稿は「台湾銀行」が1919年に作成した調査報告書『新嘉坡ニ於ケル當舖』を読み解きながら、20世紀初頭のシンガポールにおける華僑社会で、庶民の日常・社会生活を支えた當舖（質屋）による小口金融の態様を明らかにする。従来、シンガポールの華僑社会における小口金融の実態については、ほとんどが未解明であった。これはシンガポール経済の根幹を成した各種の商業取引と比較して、庶民間における小口金融の社会経済的な価値が顧みられなかったこと、また、その詳細を記した史料が確認されてこなかったという事情によるものであった。この点において『新嘉坡ニ於ケル當舖』は、當舖がどのような社会的、法的、資金的な背景を以て成立して運営されていたかを詳細に記した貴重な史料である。それは同時に、当時の華僑社会における小口金融の態様を甦らせ、シンガポールの華僑社会や金融経済の一端を明らかにするものである。

はじめに

- I 植民地シンガポールの金融事情
- II 『新嘉坡ニ於ケル當舖』を読む
おわりに

はじめに

本稿は「台湾銀行」が1919年に作成した調査報告書『新嘉坡ニ於ケル當舖』を基礎としながら、20世紀初頭のシンガポールにおける華僑社会で、庶民向けの小口金融を担った當舖（質屋）^(注1)の実態を考察する。

当時のシンガポールはイギリス領海峡植民地の首府として、また西洋と東洋を結ぶ中継貿易だけでなく、19世紀半ば以降に急速に発達し

た、いわゆる「アジア間貿易」と呼ばれた域内取引の隆盛によって、確固たる経済的地位を築き上げていた。その最大の担い手が華僑であり、19世紀末のシンガポールにおける人口の約7割強は華僑が占めていた^(注2)。ところが、こうした華僑社会の生活面における小口金融の実態については、ほとんどが未解明となっている。

華僑の金融に関する既存研究をみれば、それは主として、彼らの経済・商業活動に基づくものが多い^(注3)。たとえば、19世紀半ば以降に大量流入した華僑たちが、おもに出稼ぎ労働力であったことを反映して、彼らが故郷に送金するにあたって利用した華僑送金と、これを担った信局（送金業者）の研究は、比較的以前から研

究が進んでいる。また、20世紀初頭に華僑が資本蓄積を進めた後、独自の銀行業に進出を開始し、これが1910～30年代に発展したことについても、部分的に研究が進みつつある。このほか、華僑の銀行創設期以前に、華僑社会が事業資金などの融通を頼った、チェティアと呼ばれるインド系貸金業者についても研究がある。

しかし、華僑社会の庶民生活における小口金融については、研究が進んでいない^(注4)。確かに実際のところ、それはシンガポール経済の根幹を成した各種の商業取引と比較すれば、経済規模的な重要性は大きいとはいえないかもしれない。ただ、庶民の日常生活を支えた小口金融が、実はどのような社会的、法的、資金的な背景を以て成立し、運営されていたかを解き明かすことから、シンガポールの華僑社会や金融経済の一端を明らかにしつつ、また植民地統治との関係性についても、新たな理解や知見を得られる可能性がある。

華僑社会の小口金融についての既存研究が存在しなかったもう1つの理由は、当時のそれを担った当舗について、詳細を記した史料が極端に少ないという問題がある。これは前述のように、華僑社会での小口金融や当舗の社会経済的な重要性が着目されなかった時代に、適切な史料保存や調査記録が行われず、その重要性に気が付いた現在においては、逆に当舗の存在自体が日常生活のなかで希薄となる時代に入っていた、という現実による。

こうしたなかで、1919年に台湾銀行調査課によって記された『新嘉坡ニ於ケル當舖』は、実態調査に基づいて当時の當舖の経営や法的規制などを記した、詳細かつ貴重な史料である。日系の植民地銀行である台湾銀行が、このよう

な調査を実施したことは、単なる参考資料の意味を超えて、おそらくは以下の事情があったものと考えられる。

当時、いわゆる大正南進のブームに乗って東南アジアに進出を図ろうとしていた台湾銀行は、華僑との提携による業務拡大を目論んでいた。すでに1915年には南洋華僑との合弁計画である「大華僑銀行案」を上程し、1919年にはこれを実現した「華南銀行」を創業するなど、華僑社会をベースとした現地ビジネスに関心を抱いていた^(注5)。すなわち、『新嘉坡ニ於ケル當舖』が作成された背景には、華僑社会の小口金融を支配していた當舖と、台湾銀行あるいは子会社である華南銀行との、将来的な提携関係の可能性を模索する意図があったと推測される。

筆者がこの史料と出会ったのは、2007年頃に実施した、当時は非公開であった台湾銀行史料をめぐる調査の過程であった。現在は、中央研究院台湾史研究所によって整理・公開されているこれらの史料群であるが^(注6)、当時はその存在を知られていながら、台湾銀行が「行内所有の内部資料」であることを理由に公開を拒んでいたものであった。しかし、これらの史料群にアクセスを許された筆者は、いくつもの貴重な史料と出会うことになるが、そのうちの1つが『新嘉坡ニ於ケル當舖』であった。

本稿では、上記の問題意識に基づきながら『新嘉坡ニ於ケル當舖』を読み解き、20世紀初頭のシンガポール華僑社会で、庶民の日常・社会生活を支えた小口金融の態様の一端を明らかにしたい。

I 植民地シンガポールの金融事情

1. 重層的経済構造という特性

シンガポールの近代は、1819年のイギリス東インド会社による拠点化と、1824年の正式割譲で開始される。そこは15世紀以降、マジヤパヒト王国やマラッカ王国の海上交易拠点であり、16世紀初頭にはポルトガルの攻撃で一時は灰燼に帰したが、以降も細々とした交易中継の場所となっていた。18世紀後半に入り、イギリスはインド支配の地理的延伸、東南アジアにおけるオランダへの牽制、インド・中国貿易における東西交易路の確保という観点から、マラッカ海峡への進出を開始した。こうしてペナン、マラッカについて獲得したのがシンガポールであった。

シンガポールはイギリスによって拠点化され自由港となり、トマス・ラッフルズの副官であったウィリアム・ファーカーの手腕によって急速に発展した^(注7)。1826年にはペナン、マラッカなどのイギリス支配拠点と統合されて海峡植民地が成立し、1832年にはその首府となった。このシンガポールの経済が急速に発展した理由としては、2つのレベルでの交易中継地とし

て利便が優れていた点が挙げられる。

1つは、イギリスの当初の目的であった、インド・中国間のマクロでの東西交易である。さらに、シンガポールの発展に寄与したもう1つの交易が、東南アジア域内でのミクロの地場交易である。こうした大きな交易と小さな交易が、イギリスの保護下にある自由港シンガポールの利便性に吸引されて、重層的に集積されていった^(注8)。

加えて、19世紀半ば前後にマレー半島やオランダ領東インドの開発が本格化したことで、大量の労働力が中国南部（華南）から供給された。シンガポールは、これら大量流入した華僑の東南アジア側で最大の中継窓口となり、以降数十年にわたって膨らみ続けるヒト・モノ・カネ・情報の流動を、マクロでは華南・東南アジア間、ミクロでは東南アジア域内間で取り扱うための集散地となった。

以上の経緯によって発展したシンガポールの構造的な特性は、その重層性にある。それは東南アジアにあって、マクロからミクロに至るさまざまな地理的・人種的な商業ネットワークが層を成して折り重なるなか、それらの中での流動を集散するハブであった。したがって、シンガポールの金融構造も、こうした重層性を反映

図1 シンガポールにおける金融構造の概念図

イギリス系銀行 (外国為替, 貿易金融)		
その他外国銀行		
信局 (華僑送金)	華僑系銀行 (預貯金, 融資, 貿易金融, 外国為替)	チェティア (貸金業)
当舗 (質業による庶民向け小口金融)		

(出所) 筆者作成。

したものとなっていた。19世紀半ば以降の経済構造が、世紀を跨いで爛熟期を迎えた1910年代を例にとれば、シンガポールの金融構造は図1のような概念図で説明できる。

ヒエラルキーの上部を占めるのは、イギリス系（チャータード銀行、香港上海銀行、マーカントイル銀行）を最上位とする外国銀行である^(註9)。たとえば1918年には、イギリス系3行、日系2行、フランス系1行、アメリカ系1行、オランダ系2行が存在した。これらはその資本力を背景として、外国為替や貿易金融などで大きなシェアを占めており、シンガポールのマクロでの経済活動を金融面から支えていた。その顧客層は、各方面からの外国企業・商人に加えて、現地や地域の物産華僑、地場の華僑系銀行・信局・チェティアといった金融業者たちであった。しかし華僑の場合は、外国企業か、外国銀行が雇う買弁との関係・信用を有する者しか取引ができず、アクセスは極めて限定的であった。

2. 華僑社会の金融ビジネス

19世紀半ばからの急速な人口流入によって、シンガポールで最大の人口を占めた華僑社会も、やはり重層性によって特徴づけられ、その経済・金融活動が規定された。基層にあったのは苦力といった出稼ぎ労働力である。これが香港や厦門を窓口とした華南各地との間の膨大な送金需要だけでなく、華南・東南アジア間の物産輸出入・域内流通の大きな需要を生み出した。

華僑送金については、その集積・需要は巨額であり、19世紀後半の早い時期から送金専業者である「信局」が成立していた。信局の大手は、物産貿易・流通業との兼業であることも多く、華僑送金によって集約・確保した流動性を、

貿易・流通のビジネスに援用することで利益を極大化した[久末2006]。そうした循環拡大が数十年間も継続したことによって、20世紀初頭のシンガポールは、東南アジア全体の華僑の経済活動にかかわる金融の中心地に成長した。

しかし、華僑自身が金融の基幹機能を形成するには、前述のシンガポールにおけるマクロの金融構造のなかでは限界があった。たとえば、すでに19世紀から確立されていた信局のビジネスモデルの場合、網の目のように張り巡らされた小規模業者から大規模業者へのヒエラルキーを通じて資金が集約された後、大規模業者は流動性融通や、シンガポール・香港間やシンガポール・厦門間の為替などについて、外国銀行の提供するサービスを利用していった[久末2006]。これは華僑の資本蓄積が進んでおらず、また、華僑にとって外国銀行との協業関係が経済合理性に適っている限りは、当然の選択・結果であった。

それでは、華僑社会の内部における商業活動の資金需要がどのように満たされていたかといえば、自己資本あるいは宗族・郷党内での非公式な融通が基本となっていた。また、外国商社の集荷人を務める場合などは、外国商社の保証によって外国銀行からの短期信用枠を利用することが可能であった。しかし、これを超えた資金需要については、華僑社会のなかで貸し手となる組織的な金融の担い手は20世紀初頭に入るまで出現せず、その穴を埋めたのがチェティアと呼ばれる南インド系の貸金業者であった。

チェティアは、マドラスなどベンガル湾地域を中心に金融を生業としてきた職業カーストであり、イギリス支配下インドの枠組みがビルマ、海峡植民地、マレー半島に拡大するにしたがっ

て、彼らのビジネスも延伸していった。シンガポールでは、19世紀半ばにはその存在が確立されており、20世紀初頭には以下のように記されている。

印度人ノ高利貸ニシテ中流以下ノ支那人、
印度人ノ^マ主要金融機関タリ個人又ハ組合組織
ニシテ其主タル營業ハ貸出ナルモ廣ク印度、
彼南、香港ニモ氣脈ヲ通シテ為替賣買ヲ營ム
モノアリ現時當地ニ約三百人ノ「チツテー」
アリト云フ

貸出利率ハ年三割六分内外タリト稱スルモ
信用程度ニヨリ必スシモ同一ナラス例セハ普
通ノ方法ハ甲ニ千弗ヲ貸シニ際シツ百弗ヲ差
引キテ九百弗ヲ渡シ爾後十ヶ月ニ毎月百弗宛
返金セシム次ニ稍低利ノモノハ乙ニ千弗ヲ貸
スニ當リ証書面金額ヲ千百弗トシ毎月百弗宛
十一ヶ月間ニ返済セシム最モ寛大ナル法ハ丙
ニ千弗ヲ貸付ケ毎月二分五厘ノ利息ヲ徴収シ
約定期限ニ至リ元金全部ヲ返済セシムルナリ
〔台湾銀行1912〕

華僑にとってチェティアは異民族である上に、金利面を含めてその利便性は低かったにもかかわらず、他に組織的な融通手段を得ることができなかったことで、商工業者を中心に利用されていた。

しかし、こうした状況は20世紀に入ると、資本蓄積を進めた華僑の一部が自前の銀行を設立する動きが活発化したことで、変化が始まった。1903年には、広東系郷党を背景に、「広益銀行」(Kwong Yik Bank)が設立された。このシンガポール最初の華僑系銀行は小規模ではあったものの、貿易商や商店主の多かった広東

系郷党を営業基盤として、預金や小切手利用に利便を提供して急速に成長した。その成功はアジア太平洋各地に展開した華僑社会を刺激し、アメリカで最初に設立された華僑系銀行であるサンフランシスコ「広東銀行」(Canton Bank of San Francisco)の設立趣意書(1907年)も、以下のように言及している。

ここ数年来、中国と各地の商業では官民により幅広く振興が図られ、その欠陥を補おうとしている。ゆえにシンガポールでは広益銀行が開設され、メキシコでは、また華墨銀行が創業された。彼らは国権を争い、利権を回復し、商工業者の利益を図り、幅広く中外交易に益するものとして浸透しつつある〔麥1992, 93〕(下線は筆者による)

シンガポールではこの他、1906年には潮州系郷党を背景とした「四海通銀行保險積聚有限公司」(The Sze Hai Tong Banking and Insurance Company, Limited)が設立され、潮州系の商業ネットワークに沿ってバンコク、香港、汕頭にも支店を拡大した。

もっとも、この最初期の華僑系銀行は、預金と小切手以外の為替や融資といった業務では、外国銀行の提供する融通を活用していた。たとえば為替業務では、顧客の注文を外国銀行に取り次ぎ、また融資業務では外国銀行から調達した資金を転貸していた。言い換えれば、草創期の華僑系銀行は、外国銀行の提供するサービスにアクセスできる華僑顧客層を、買弁が信用する特定華商から、より幅広い一般華商に拡げる代理機能をはたしていたともいえる〔Hisasue 2014〕。

さらに1910年代に入ると、マレー半島のゴム・ブームで福建系華僑の一部が急速に資本を蓄積し、その余資を銀行業に投資する動きが活発化した。この結果、1912年には「華商銀行」(Chinese Commercial Bank)、1917年には「和豊銀行」(Ho Hong Bank)、1919年には「華僑銀行」(Oversea-Chinese Bank)が設立された^(注10)。これらの銀行は、マレー半島でのゴム生産・加工・流通業における同郷勢力の扶植のために積極的な融資を行い、福建系華僑の経済的・社会的な優位確立に大きく貢献しただけでなく、同地域のゴム関連産業を世界経済のなかで重要な位置に押し上げる金融的契機を提供した[Hisasue 2014]。

一方で、以上のような商業活動に由来する金融ではなく、華僑社会の一般庶民における小口金融については、長らく当舗と呼ばれる質屋が担っていた。1912年の台湾銀行の報告書には、「支那人ノ營業スル質屋ニシテ其數甚タ多シ中、下流支那人ノ少額金融ヲ為スコト支那地方ニ於ケルト同シ」[台湾銀行1912]と記されている。それでは、この当舗の実態とは如何なるものであったのであろうか。

II 『新嘉坡ニ於ケル當舖』を読む

1. 當舖の法的根拠と営業許可

『新嘉坡ニ於ケル當舖』(1919年、台湾銀行調査課刊行)は、台湾銀行シンガポール支店(1913年開設)の星野書記が作成した現地報告書である。その構成は「総説」、「意義」、「設立」、「組織」、「概況」、「金融」、「業務執行に関する制限」、「入質者との関係」、「政庁に対する義務」、「営業権の譲渡および消滅」などの10節から成る。

まず総説では、シンガポールの庶民向け小口金融の状況が説明され、そうした事情から當舖は、「廣ク一般細民ニ利用セラレ其ノ間ニ大ナル勢力ヲ振ヒツツアリ、他ニ據ル可キ金融機關ヲ有セサル細民ニハ必然的絶對的必要機關ニシテ此等ニ代ル可キ機關ノ成立ナキ限り永久ニ存續ス可キ性質ヲ有スルモノナリ」[台湾銀行1919, 2]と指摘している。

その起源については、1819年の開港から初期にかけてすでに存在していたと推測されるが、正式な法的裏付けが成立したのは1898年「海峡植民地當舖業者条例」(Straits Settlements Pawn Broker Ordinance)の制定による。当時、植民地政庁の華僑社会への統治政策は、社会秩序の維持を念頭として最低限の関与しか行わないことが基本であった。したがって、1898年にこの法律が制定されたことは、開港以来数十年は野放しの状態であった當舖が、19世紀末の華僑社会のなかで一定以上の社会的影響を有する存在となって規制の必要が生じたこと、さらには後述のように當舖からの納税で植民地政庁の財源を増やす思惑があったと考えられる。

この「當舖業者条例」(1903年修訂版)の第4条では、當舖を以下のように定義している。

辨濟ノ擔保トシテ動産物件ヲ受収シ之レニ對シテ二百五十弗以内ノ金錢ノ貸出ヲ爲ス者又ハ受戻或ハ買戻ヲ明示又黙示ノ條件トシテ動産物件ノ買入或ハ受入ヲ爲シ之レニ對シテ二百五十弗以内ノ金額ヲ支拂フ者ハ當舖業者トス [台湾銀行1919, 3]

以上のように、担保物件は動産に限られ、貸付上限も250海峡ドル(以下、「ドル」と省略)

以内と定められていることから、当舗の役割は小口金融に限定されていた。

当舗の設立・営業については、「當舖業者条例」の規定によって、植民地政庁からの営業権と免許の取得が義務づけられていた。営業権の付与については、コンセッション（Concession）と呼ばれた競争入札形式で決定された。

この方式は、イギリスが19世紀から海峡植民地やマラヤで実施していたアヘン販売、鉱山採掘、賭博業などの独占営業権の付与と同様のものであった。その利点は、植民地政庁にとっては、入札段階から営業税の納付額が決定することで安定した税収の確保が可能となり、一方で当舗にとっては、条例で営業権の発行上限が30軒までと定められているなかで、過度な競争を排除した安定的運営の見込みが可能となることであった。

競争入札の具体的な条件については、「競賣ノ條件手續又手数料ノ金額等ハ随時政廳ノ決スル所ニシテ一定セルモノニ非ラス」〔台湾銀行1919, 7〕とあるように、入札ごとに決定されていた。一般的には、植民地政庁によって業者側の毎年納付すべき営業税額が最低入札額として提示され、複数業者による併願となった場合には、最も高い金額で入札した業者が営業権を落札する仕組みであった。

営業権の期間は条例に定めはないものの、一般的には3年有効で、免許は1年ごとの更新が義務づけられていた〔台湾銀行1919, 7〕。営業権を落札して免許を取得した業者は、手数料と引き換えに免許を受け取り、また、1カ月分の営業税を保証金として、植民地政庁の公金取り扱い指定銀行であるチャータード銀行に預託することが求められた。この預託金については年

4パーセントの金利が付与され、3年後の営業権満期の際に返還された〔台湾銀行1919, 7〕。

営業権は3年の満期を迎えると失効した。したがって、當舖側が営業を継続しようとする場合には、新たな競争入札に参加して、営業権を再取得する必要があった〔台湾銀行1919, 27〕。また、何らかの理由によって3年の有効期間内に、当該當舖の営業権を譲渡しようとする場合には制限があり、植民地政庁が譲渡目的、譲受人の背景、経営実態などを審査した上で許可が行われた〔台湾銀行1919, 27〕。

なお、営業税については、上述のように競争入札によって各店の納めるべき金額・条件は異なっているが、植民地政庁への納税総額は1914年16万5697ドル、1915年17万1472ドル、1916年17万7572ドル、1917年25万4436ドルとなっている〔台湾銀行1919, 24〕。

2. 経営の態様

シンガポール市内における當舖の数は、『新嘉坡ニ於ケル當舖』の調査時（1919年2月）では22軒とされ、大湖、恒發、大生、大安、萬源、大和、中興、榮大、大利、裕大、萬順、和生、大山、太昌、承山、裕安、新源、太裕、太成、太來、太生、同源の店名が記載されている。すべて華僑の経営であるが、いずれの郷党出身者による経営が多いかについては、資料および店名からは明らかにならない。

一方で上記には、動産担保金融を営まないチェティアは含まれていない。言い換えれば、「當舖業者条例」は当初から、イギリスが“Pawn”として理解するものと同様のビジネスモデルであるところの質業を営む華僑を念頭に置いて、制定されたものであったと考えられる。

当舗の資本形態については、単独よりも共同出資が多かったようである。報告書には次のように記されている。

資本關係ハ容易ニ知り得サルモ大部分ハ合資組織ナルモノノ如ク業務擔當員ヲ定メ此名義ヲ以テ業務ノ經營ニ衛ラシメ利潤ヲ組合員ニ分配スルコト匿名組合ニ等シ〔台湾銀行 1919, 8〕

これは合股と呼ばれた中国伝統の共同出資の形態で、華僑が余資を運用する手段であった。余資をもつ華僑は、同族・同郷・同業などの縁から合股に共同出資し、股東と呼ばれる出資者となる。実際の事業運営は、股東あるいは雇われ人である経営者（上述の「業務擔當員」）が行い、当該事業で利潤が生じた場合には、これを股東間で分配した。したがって、報告書の記述からはシンガポールの当舗が、伝統的な華商の資本形態によって組織されていたことがわかる^(註11)。

ただし、同報告書には興味深い記述がある。それは「營業者間ニハ同業組合ノ如キモノナク」〔台湾銀行 1919, 8〕という部分である。シンガポールに限らず華僑社会では、同業組合（ギルド）を結成して排他的に利益を守ると同時に、植民地政庁など公権力との関係を調整する傾向がみられるが、当舗については 1919 年まで同業組合が存在しなかったことがわかる。もっとも、直後の 1920 年には「新加坡當商公會」(Singapore Pawnbrokers' Association) が結成され、市内中心部の華人地区テロックアヤのチンチウ・ストリート（珍珠街）に事務所を置いている〔Singapore Pawnbrokers' Association〕。

それでは当舗の一般的な営業額や運転資金の

調達は、どのようなものであったのであろうか。報告書の「第六節 當舗ノ金融」では、その詳細が紹介されている。

まず、当舗の営業額については、正確な統計が存在しなかった。これは植民地政庁が業者に営業報告を求めなかったことに起因する。加えて、営業税は売上高と連動せず、個別営業権を競争入札する際の入札額に基づいていたことから、これをベースとした試算も難しい。このため営業額や取引高については当時から不明であるが、報告書では一例として、中規模の当舗について聞き取り調査を行った結果が、以下のよう記されている。

一日貸出平均額ハ約二千弗位ナリト云フ此數字ハ金額巨額ニ過クルノ疑アリテ信憑スルニ躊躇スル所ナルモ立チ入ツテ正確ナル計數ヲ知ルノ由ナキト。納税額一箇年二十五萬弗餘ヲ納付スル事實ヨリシテ多少首肯ス可キ點アルヲ以テ暫ラク之ニ據ルコトトセリ。一日平均二千弗一箇年七十二萬弗ノ貸出ヲ爲シツツアリ之ヲ當市二十二箇所ノ當舗ヨリ見レハ此計數ヲ基礎トシテ推定スル時ハ一箇年總額千五百萬弗ニ達シ如何ニ巨額ノ融通ヲ爲シツツアルカヲ見ル可シ而シテ貸出金普通四個月ヲ以テ回収セラルルヲ以テ貸出金ノ平均殘高ハ五百二十八萬弗ヲ算ス又以テ當舗ト下級民ノ關係ヲ知ル可キナリ〔台湾銀行 1919, 15〕

以上の推計については、一定の合理性があると考えられる。すなわち、文中にもある通り、市内には大小を合わせて 22 軒の当舗しかなく、それが当時はすでに約 30 万人の人口を有した華僑社会の小口金融を担っていたとすれば、中

堅の当舗が1日平均2000ドルの貸出を行っていたとしても不思議ではない。

しかし、当舗の営業を支えていた運転資金は、どのようにして確保されていたのであろうか。これについて報告書は、以下のように興味深い事実を記している。

斯克巨額ノ貸出残高ヲ有スル彼等ハ如何ニシテ之ガ資金ヲ調達シツツアリヤ當舗ハ總テ相當ノ資産ト信用トヲ有スルヲ以テ當地銀行ニ取引ヲ有シ特ニ四海通銀行又ハ「ホ・ホン・銀行」(Ho Hong Bank)等ヨリ手形割引、當座ノ貸越ヲ得テ資金ノ一部ニ充當シツツアリト云フ〔台湾銀行1919, 16〕

すなわち、1919年当時の当舗の運転資金源には、先述のように、当時すでに出現していた華僑系銀行、特に潮州系の「四海通銀行」や福建系の「和豊銀行」の名前がみられ、手形割引や当座貸越などの方法によって、当舗に資金・信用を供与していたことがわかる。しかし、20世紀に入ってから華僑系銀行が誕生する以前、言い換えれば19世紀後半の当舗が、どのようにして運転資金を確保していたのかは不明である。1つの推測としては、当時の当舗の資金源がチェティアであった可能性も考えられる。

3. 営業の実際

営業の実際については「当舗業者条例」によって、いくつかの特徴的な制限が規定されていた。

まず、当舗では店頭で、英語、マレー語、華語、タミル語の4言語すべてで質屋であることを示した、規定サイズの看板を掲げることが義務づけられていた〔台湾銀行1919, 24〕。さらに

店内には、後述の制限利息を表にしたもの、質流れの期限、質草の毀損に関する補償、借主の質札紛失時の手続きなどについて、上記4言語すべてで記したものを掲示することが義務づけられていた〔台湾銀行1919, 24-25〕。これは当舗の主たる利用者は華僑を想定していたものの、シンガポール社会では多民族・多言語が混交した日常であったなかで、質業の公共性を鑑みた上での規定であったと考えられる。

営業時間については、午前8時から午後8時までと定められており、違反すれば100ドル以下の罰金が科せられることが規定されていた。この営業時間制限は、当舗への強盗などを防ぐための治安対策として導入されていたが、実際は「事實上時間ノ制限ハ履行セラレス夜間九時十時頃ニ顧客ノ店頭ニ蝟集セルヲ見ル事アリ」〔台湾銀行1919, 8-9〕とあるように、遵守されていなかった様子である。なお、繁忙期としては、1日では午前8時～10時の朝方と午後6時～8時の夜間、年中では華僑の年末決済期である旧暦12月15・16日頃であった〔台湾銀行1919, 9〕。

「当舗業者条例」では、利息上限についても規定していた。これについては表1のように、貸付金の多寡に応じて最高18割から最低2割4分と定められていた。これは現代の感覚からすれば大変な高利と思われるが、当時の華僑社会では22軒の限られた当舗以外には小口金融の提供者がおらず、高利となるのは必然であった。むしろ、条例成立以前の利息上限がない時代には、当舗によってさらなる高利が貪られていた可能性がある。したがって上記の利息水準は、当時の華僑庶民を取り巻く金融環境のなかでは合理的なものであったと考えられる。

一方で、当舗は華僑系銀行などから調達した

表1 當舖業者条例による貸付金利の上限一覧

貸付金	1 カ月または1 カ月以内	年率
1 ドル以下	10 セントにつき1 仙5 厘	18 割
1 ドル以上10 ドル以下	1 ドルにつき3 仙5 厘	4 割2 分
10 ドル以上50 ドル以下	1 ドルにつき2 仙5 厘	3 割
50 ドル以上	1 ドルにつき2 仙	2 割

(出所) 台湾銀行 [1919], 17-18.

資金を用いて、上記を限度とする金利で運用していた。報告書にも、「一般金融市場ノ割引歩合七分乃至九分以上ニ比スレバ多少ノ高利ヲ以テ借入ルル事トナレルモ利鞘ノ利得大ナルヲ以テ資金調達ハ容易ナリト云フ可シ」[台湾銀行 1919, 16] とあるように、その調達・運用は比較的安定したものであったと考えられる。

顧客の大多数は華僑であったが、なかにはマレー系、インド系、さらには少数の日本人がいたとされる [台湾銀行 1919, 9]。マレー系の顧客がいた理由について報告書は、「彼等ノ殆ント全部カ労働者階級ニシテ生活費ノ不足ヲ他ニ求ムルノ途ナキヲ以テ當舖ニ據ルニ至レルカ如シ」[台湾銀行 1919, 9] と記されている。

顧客が質草をもって當舖に来ると、店員は条例の制限に基づいて質入れの可否を判断し、質入れが可能な場合には質草の評価額から手数料を差し引いた金額を、質札と共に渡した [台湾銀行 1919, 9]。質草としては、貴金属や宝石類が多く、次いで衣類などであったとされる [台湾銀行 1919, 10]。それらの評価は貴金属の場合、金であれば市価の8割、銀であれば市価の7割が一般的で、その他の宝石類や衣類などの一般物品であれば、市価の5割程度であったとされる [台湾銀行 1919, 11]。条例では、これら質草に対する當舖の貸付上限を250ドルと定めており、この評価額を超えた質草の預け入れは表向

き不可能であった。しかし報告書には、以下のような実態が記されている。

然レトモ此制限ハ絶對的ニ非ラスシテ借入ニ付テハ入質者ノ戸主其身分又ハ質物ニ付キ責ヲ負フ可キヲ保證セル時ハ二百五十弗以上ノ貸出ヲ許スヲ以テ二百五十弗ノ制限ハ殆ント實効ナキ規定ノ觀アリ又實際取引ニ於テハ保證ノ有無ハ問題ニ非ラスシテ物品ノ如何ニ依リテ其價格ニ從ヒ數百弗數千弗ノ貸出ヲ爲シ居レリト云フ [台湾銀行 1919, 18-19]

以上からは、250ドルを貸付上限とする規定が有名無実化していると同時に、當舖が単なる対物信用だけでなく、顧客への対人信用なども加味しながら、場合によっては数千ドル規模の貸付を行っていたことが明らかとなる。こうした融通・利便の良さこそ、當舖が華僑社会で支持されていた大きな理由であろうことは、想像に難くない。

顧客が質草を受け出すときには、元金に利息を添えて支払うが、この際には必ず質札を提示しなければならなかった [台湾銀行 1919, 9]。しかし、顧客が期限までに質草を受け出さず、あるいは利息のみを支払って期限更新の手続きを行わないときは、質流れとなった。この質流れまでの期限は、条例の定めでは、貸付金が

10ドル以上の場合は当事者間の任意、10ドル以下の場合には3カ月までとなっていたが、実際は10ドル以下の場合でも一般的には4カ月程度であったとされる〔台湾銀行1919, 11〕。

質草の処分についても、貸付金10ドル以下の物品の場合、質流れと同時に所有権は当舗に移転し、任意の処分が可能であったが、10ドル以上の物品を処分する場合には、競売にかけることが義務づけられていた〔台湾銀行1919, 11〕。さらに、前月中に競売に付した質草については一覧を作成し、これを警察署長に報告することも義務づけられており、警察はこれを3カ月間公示する規定となっていた〔台湾銀行1919, 25〕。

興味深い点は、この競売から4カ月以内であれば、顧客は当舗に2セントの手数料を支払うことで、自らの質草が幾らで処分されたかを知ることができた点である。そして、仮に競売での処分金額が、自身の借入元金と競売売却日までの利息の合計を超過していた場合には、競売手続の実費を支払うことで、超過分利益の払い戻しを請求することができた〔台湾銀行1919, 12〕。こうした規定は、当舗を利用する顧客側が不当な不利益を被らないように、その保護策として定められたものであった。

なお条例では、質草が当舗での保管中に何らかの損害を受けた場合の賠償についても規定していた。仮に質草の損害が火災によるものであった場合には一律で貸付元金の24パーセント、その他の故意・過失による損害の場合には簡易裁判所の判定によって、賠償金額が決定された〔台湾銀行1919, 13〕。

おわりに

『新嘉坡ニ於ケル當舖』に記された内容からは、従来は知ることの難しかった、20世紀初頭のシンガポール華僑社会における當舖の経営・営業、さらには小口金融の実態が明らかになる。

當舖の提供する質屋としてのサービスは、シンガポールという集散地の階層的な金融構造のなかで、末端に位置する庶民向けの小口金融であった。その発展は、華僑社会の成立と共に必然として興ったものと考えられるが、19世紀における実態は明らかではない。しかし、1898年に「海峡植民地當舖業者条例」が成立したように、19世紀末には植民地政庁が規制対象として、あるいは税収源としてみなすほど、確固とした地位を確立していたと考えられる。

この當舖の経営・営業として特徴的であったのは、以下の4点であろう。

①植民地政庁は、条例によって當舖を規制対象としつつ、これを税収源としても捉えていた。このため當舖の営業権は、19世紀から海峡植民地やマラヤで実施していたコンセッションと呼ばれた競争入札にかけられ、運営業者を決定した。この方式によって、植民地政庁は安定した税収の確保、當舖は過度な競争を排除した安定的運営を見込むことが可能であり、相互の利益に適うものであった。

②華僑社会の小口金融業者として発達してきた當舖は、華僑の経営特質を色濃く反映していた。その資本形態は、複数の出資者が資金を出し合う合股の形式であることが多かった。営業についても、条例で定められた時間や貸付上限

を实態面では柔軟に回避しており、特に貸付の金額や金利の加減・決定については、対物信用を基礎とする當舖にあっても、華僑に好まれる対人信用的な要素が影響した。

③営業権の発行上限が30軒に限定されているなか、當舖は華僑社会全体の小口金融事業という大きな需要を、独占的・安定的に分け合っていた。このため比較的大きな取引規模を誇る一方で、一般的に貸付金利は高利であることから、當舖の利潤は大きいものであった。その経営を資金的に支えていたのが、20世紀初頭においては、華僑社会で相次いで創業されていた華僑系銀行であった。言い換えれば、当時の銀行業では小口金融という業務が一般的でなかった時代において、當舖は華僑系銀行との間に金融的な共存関係を構築していた。

④當舖業者条例には、借手である一般民を保護するための各種規定が設けられている。これはシンガポール開港以来の植民地政庁が、非白人社会に対しては治安・衛生など植民地の安定運営にかかわる必要を除いて、基本的に関与を控えてきたことを考えれば、興味深い部分である。言い換えれば、これは単純に一般民の福利保護に基づき定められたというよりは、當舖に関連するトラブルを放置すれば、社会秩序の維持に影響することを懸念した結果であるといえる。それは同時に、當舖が華僑社会を中心として、小口金融機関として幅広く日常的に利用されていた現実を反映していたと考えられる。

以上のように、『新嘉坡ニ於ケル當舖』を読み解くことから、これまでに実態の明らかでなかった當舖の経営や華僑社会の小口金融について、さまざまな知見を得ることが可能である。一方で、同報告書は1919年に刊行された資料

であり、先述のように19世紀の華僑社会における當舖が、どのように成立・運営・発展してきたものであるのかは明らかでない。

これを知るためには、1898年の「海峡植民地當舖業者条例」の成立過程を調査すること、さらには19世紀に植民地政庁の実施していた職業統計や華僑社会で発行されていた商業年鑑・新聞などの文書資料、さらには英国植民地省の資料、近年公開の進んでいるチャータード銀行の行内資料、裁判所(Magistrates' Court)の裁判資料などを調査することで、その実情を知り得る可能性が高い。これらの調査については、今後の本格的な研究の機会に実施したいと考える。

(注1) 対物信用を基本とした小口金融である質業は、洋の東西を問わず古来存在したと考えられる。中国における質業の発展史については、浅田[1997]が詳しい。

(注2) シンガポールの華僑人口は、1824年には総人口1万683人に対し3317人(31パーセント)、1849年同5万2891人に対し2万7988人(52.9パーセント)、1871年同9万7111人に対し5万4572人(56.2パーセント)、1891年同141,300人に対し100,446人(71.1パーセント)となっている[Makepeace 1921]。

(注3) シンガポールにおける信局の研究については、久末[2006]が詳しい。華僑系銀行についてはTan[1969]が詳しい。チェティアについては、Brown[1993]が詳しい。

(注4) シンガポールの質屋業に関する既存研究としては、Lim and Lye[2001]、Chan[2003]がある。ただし、両者は現代の質屋業についての研究であり、歴史的な部分については一部で言及されているのみである。

(注5) 台湾銀行の南進と華僑については、久末[2010]が詳しい。

(注6) 現在、台湾銀行史資料は台湾中央研究院台湾史研究所によって整理され、以下のウェブ上で電子形式にて公開されている。

<http://tais.ith.sinica.edu.tw/sinicafrsFront/browsingLevel1.jsp?xmlId=0000288930>

(注7) ファーカーとシンガポールの発展については、Wright [2017] が詳しい。

(注8) 19世紀における中継港としてのシンガポールの発展については、小林 [2012; 2017] が詳しい。

(注9) シンガポールにおけるイギリス系銀行の進出と背景については、川村 [2020] が詳しい。

(注10) シンガポールの福建系華僑による銀行創設の経緯については、Wilson [1972] と Low [2017] が詳しい。

(注11) 伝統的資本形態としての合股の研究については、根岸 [1943] が詳しい。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 浅田泰三 1997. 『中国質屋業史』 東方書店。
- 鬼丸武士 2003. 「阿片・秘密結社・自由貿易——19世紀シンガポール、香港でのイギリス植民地統治の比較研究——」 『東南アジア研究』 40(4), 京都大学東南アジア研究センター。
- 川村朋貴 2020. 『扉の向こうの帝国——「イースタン・バンク」 発生史論——』 ナカニシヤ出版。
- 小林篤史 2012. 「19世紀前半における東南アジア域内交易の成長——シンガポール・仲介商人の役割——」 『社会経済史学』 78(3), 社会経済史学会。
- 2017. 「19世紀のアジアにおける域内分業と中継港——シンガポールに着目して——」 『アジアにおける経済関係の緊密化と国際分業』 大阪産業大学アジア共同体研究センター。
- 台湾銀行 1912. 「新嘉坡ノ通貨及金融機關」。
- 1919. 「新嘉坡ニ於ケル當舖」。

- 根岸信 1943. 『商事に関する慣行調査報告——合股の研究——』 (資料甲第23号C), 東亜研究所。
- 久末亮一 2006. 「華僑送金の広域間接続関係——シンガポール・香港・珠江デルタを例に——」 『東南アジア研究』 44(2), 京都大学東南アジア研究センター。
- 2010. 「『華南銀行』の創設——台湾銀行の南進における『大華僑銀行』案の形成と結実：1912-1919——」 『アジア経済』 51(7), ジェトロ・アジア経済研究所。

〈中国語文献〉

- 麥禮謙 1992. 『從華僑到華人——二十世紀米國華人社會發展史』 香港：三聯書店（香港）有限公司。

〈英語文献〉

- Brown, Rajeswary 1993. "Chettiar Capital and Southeast Asian Credit Networks in the Inter-war Period." in *Local Suppliers of Credit in the Third World, 1750-1960*, ed. G. Austin and K. Sugihara, US: St. Martin's Press.
- Chan, Selina 2003. "Social Networks and Modern Management Style: Pawnbroking Business in Singapore." in *Capital and Knowledge in Asia: Changing Power Relations*, ed. H. Dahles and Otto van den Muijzenberg, UK: Routledge Curzon.
- Hisasue, Ryoichi 2014. "Chinese Banking Business in Singapore: Background and Development in the First Half of the Twentieth Century." *Regional Routes, Regional Roots?: Cross-border Patterns of Human Mobility in Eurasia*, ed. So Yamane and Norihiro Naganawa, Slavic Research Center, Hokkaido University.
- Lim, Ghee Soon and Soo Choon Lye 2001. "Pawnbroking in Singapore." *Asian Case Research Journal* 05(02), Singapore: World Scientific.

- Low, Aaron 2017. *Wind behind the Sails: The Story of the People and Ethos of OCBC*. Singapore: Straits Times Press.
- Makepeace, Walter Gilbert E. Brooke and Roland St.J. Braddell 1921. *One Hundred Years of Singapore: Being Some Account of the Capital of the Straits Settlements from Its Foundation by Sir Stamford Raffles on the 6th February 1819 to the 6th February 1919. Vol. 1*. UK: John Murray (Reprinted 1991), Singapore: Oxford University Press.
- Tan, Ee-Leong. 1969. "The Chinese Banks Incorporated in Singapore & the Federation of Malaya.", *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society* 42(1)(215), Malaysia, Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society.
- Wilson, Dick 1972. *Solid as a Rock: The First Forty Years of the Oversea-Chinese Banking Corporation*. Singapore: The Oversea-Chinese Banking Corporation.
- Wright, Nadia H 2017. *William Farquhar and Singapore: Stepping out from Raffles' Shadow*, Malaysia: Entrepot Publishing.
- 〈インターネット〉
Singapore Pawnbrokers' Association, <https://www.singpaw.org/en/about-spa/spa> (2022年3月19日最終閲覧)
- (アジア経済研究所開発研究センター企業・産業研究グループ, 2022年3月23日受領, 2023年12月8日レフェリーの審査を経て掲載決定)

Abstract

Pawn Shops and Microfinance in the Singapore Chinese Community in the Early 20th Century: A Bibliographical Introduction of “Chinese Pawn Shop in Singapore” (1919) by the Bank of Taiwan

Ryoichi Hisasue

This paper aimed to elucidate the financial activities of pawn shops in Singapore in the early 20th century, which provided microfinance services to people in the Singapore Chinese community, through an analysis of the research report entitled “Chinese Pawn Shop in Singapore” (『新嘉坡ニ於ケル當舖』) published by the Bank of Taiwan in 1919. Few studies on the history of finance in Singapore have examined the historical origin and business model of pawnbrokers as providers of microfinance services to the local community because relevant historical materials are scarce. However, the Bank of Taiwan’s report provides valuable knowledge about the history of the pawnbroker business in the early 20th century. A review of this historical material revealed how pawn shops functioned and the socio-economic role they played in the Singapore Chinese community of the day.